

参考

1 春グマ駆除

- ヒグマによる人身等被害の未然防止を図るため、昭和41年から有害駆除の特例的な措置として行われた、融雪期におけるヒグマ駆除。
昭和38年に導入した捕獲奨励制度の徹底を図るために、捕獲の比較的容易な融雪期の駆除補助制度も導入。
- 許可基準（昭和50年度以前は不明） ※資料として制度ごとの比較表を掲載

	昭和51～62年度	昭和63年度、平成元年度
人 員	制限無し	20名以内
頭 数	1人3頭	1人1頭
期 間	3/15～5/31	4/11～5/10
区 域	対象市町村（隣接市町村含む） 又は山系別	支庁管内一円

- 制度導入当時に比べ人畜等の被害が減少してきていること、ヒグマの捕獲数が長期にわたり漸減傾向にあること、また、全道5つの地区のうち一部で分布域の縮小化が見られることから、制度の見直し及びヒグマの適切な保護管理が求められ、平成2年3月に「春グマ駆除許可事務手続き」は廃止。

2 春季の管理捕獲

- ヒグマによる人身事故や農作物等被害を未然に防止し、地域個体群を適正に管理するため、「渡島半島地域」で平成14年から16年まで3年間、春季に行った有害駆除（予察駆除）。
地域個体群の存続に与える影響を考慮し、捕獲数に上限を定めてオスグマを主体的に捕獲することとし、原則メスグマは捕獲しないものとしたほか、穴狩り、親子連れの捕獲は禁止した。
- 背景として、人を恐れないヒグマや警戒心が見られないヒグマが出現し、この原因が春グマ駆除中止から10年以上が経過し、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより人を警戒する学習がされてこなかったことが影響しているとの考えから、地域個体群の存続に影響を与えない範囲で、ヒグマの追跡が可能な時期に捕獲を実施。
- 対象地域：渡島支庁管内、檜山支庁管内並びに後志支庁管内のうち島牧村、黒松内町及び寿都町（渡島半島地域ヒグマ管理計画の対象地域）
許可対象：市町村
捕獲上限数：オス、メス別に全体及び5つのブロック毎に設定
- 春季の管理捕獲は、実施により夏から秋にかけての問題発生件数が減少することが期待されたが、明確な効果は確認できなかったことから、当初予定の平成16年をもって終了。

3 人材育成捕獲

- 平成14年から3年間行った「春季の管理捕獲」では、目的とされた「問題発生」の抑制効果は確認できなかった。しかし、経験の浅い狩猟者がヒグマ捕獲の経験を積む機会として有効との意見が多数あったことから、春季の管理捕獲を行った渡島半島地域において、平成17年以降も引き続き、目的をヒグマ捕獲技術の伝承（ヒグマ捕獲のための人材育成）として残雪期に捕獲を実施。
- 平成26年度から「ヒグマ管理計画」の対象が、渡島半島地域から全道に拡大されたことから、平成27年より対象を全道に拡大。
- 対象地域：全道（ただし、地域毎に管理）
許可対象：市町村、個人（班編制）

4 人里出没抑制等のための春期管理捕獲

- 道内各地の人里周辺にヒグマの出没が多発し、人とのあつれきが高まっていること、また、ヒグマ出没時に出動する熟練した捕獲従事者の高齢化等により、ヒグマに対応できる人材の確保が課題となっている状況を踏まえ、令和5年から、人里への出没を抑制とヒグマ対策に必要な人材の育成を図ることを目的として、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に許可捕獲を実施。

【春の捕獲制度の違い】

	春グマ駆除	春季の管理捕獲	人材育成捕獲	人里出没抑制等のための春期管理捕獲
実施時期	昭和41年～平成元年	平成14年～16年	渡島半島地域：平成17年～ 全道：平成27年～令和4年	令和5年～
目的	事故や被害の未然防止のため、ヒグマの撲滅を図る → 被害の有無にかかわらず、捕りやすい時期に捕獲	事故や被害の未然防止と、ヒグマの地域個体群の存続との両立を図る → 問題を起こす可能性の高い個体（オス）を選択的に捕獲	ヒグマ対策に必要な人材の育成 → 地域個体群の絶滅を回避するため、地区別に捕獲上限を設定	人里への出没抑制 ヒグマ対策に必要な人材育成
期間	3月15日～5月31日 (S63、H1は4月11日～5月10日)	3月21日～4月30日 (H14) 3月21日～5月11日 (H15、H16) ※最大41日間	3月1日～5月31日の間で地区ごとに設定	2月9日～5月20日 (R5) 2月1日～5月31日 (R6)
区域	主に山間部	主に山間部 (里山から奥山まで)	主に山間部 (里山から奥山まで)	市町村単位を基本、広域実施を推奨
捕獲数の制限	総数に制限なし 1人3頭 (S63、H1は1人1頭)	メスを中心に総数に上限を設定	オス・メス別に上限を設定 地区別に上限を設定	地域個体群毎にメス捕獲上限数による管理
捕獲等制限	(穴グマ、子グマも捕獲可)	オスを主な対象とし（前掌幅13cm以下は追跡対象から除外）、 メス・子グマは極力捕獲しない 穴グマ、親子グマは禁止 (前掌幅13cm以下は追跡対象から除外)	オスを主な対象とし（前掌幅13cm以下は追跡対象から除外）、 メス・子グマは極力捕獲しない穴狩りは禁止 親子グマは極力捕獲しない	人里隣接区域：制限なし 人里隣接区域以外：穴グマの禁止 親子グマは極力捕獲しない 人材育成を目的とするもの
役割	道：捕獲の許可 市町村：捕獲者の選任 選任された者：捕獲	道：捕獲の許可、調査 市町村：捕獲の実施	道：捕獲の許可 市町村等：捕獲の実施	道：捕獲の許可 市町村等：捕獲の実施